

【ハザード情報レポート無料申し込み】のご案内

JBN会員の特典として、ハザード情報の無料提供を実施します。

## 水害情報の必要性

近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じ、不動産取引時において水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっています。

そこで2020年7月17日、国土交通省は水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を不動産取引時の重要事項説明として義務付けるための宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を公布しました。

これにより重要事項説明の対象項目に「水防法の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地」を追加し、説明することが義務付けられます。

本改正は2020年8月28日から施行されました。

## ハザード情報レポートの内容

台風などによる暴風雨災害・洪水被害や土砂災害の可能性  
大地震の危険性や活断層の位置、津波被害、液状化リスクなど  
あらゆる災害記録に基づいた土地の防災に関する情報がまとまっています。



ハザード情報レポートの請求については、  
QRもしくはURLよりご請求ください。

URL: <https://bit.ly/3oLHbQk>

ハザード情報については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からのデータ提供をもとにしております。

